

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	統括防災管理者の選任命令	
根拠法令等及び条項	消防法第36条第1項において準用する第8条の2第5項	
処分基準	根拠条項	消防法第36条第1項において準用する第8条の2第5項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法 第8条の2</p> <p>5 消防長又は消防署長は、第1項の防火対象物について統括防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。</p> <p>第36条 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(※「防火」を「防災」に読み替える。)</p>	